

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ 朝ドラ「虎に翼」に想う 弁護士 竹澤 京平
- ▶ 美しく生きる 弁護士 高橋 一弥
- ▶ 裁判による解決に必要な時間について 弁護士 姉崎 真人
- ▶ 弁護士業務改革シンポジウム 弁護士 竹村 一成
- ▶ ペットの法律問題～ペットの怪我に対する慰謝料～ 弁護士 秋場 啓佑



代表弁護士 竹澤 京平

朝ドラ「虎に翼」に思う

NHKの朝ドラの「虎に翼」が9月一杯で完結しました。

法曹関係者だけでなく、多くの方々をご覧になっていたのではないかと思います。

物語は女性法曹の草分けである三淵嘉子さんがモデルで、彼女に係わる人間模様や事象を脚色してドラマ化したものでした。

私は三淵さんとは一世代違っている所以直接の接点はないのですが、私の司法研修所での民事裁判の教官が三淵さんのことを話されていたこともあり、興味深く見ていました。

物語の前段では、女性が法曹資格を得るための困難さを明治大学女子専門部をモデルにした明律大学での生活を通して、戦前の有名な政治的疑獄冤罪事件である帝人事件を扱めるなどして進み、中段・後段では朝鮮人差別の問題・戦前の家族制度の問題・女性差別の問題・原爆裁判や尊属殺人の違憲事件などを取り上げ、更には選択的夫婦別姓の問題・ジェンダーレスの問題、はては女性の生理差別の問題など、多くは差別問題を基調とした事案の「てんこ盛」で、その一つ一つが深く大きな命題でしたのでなかなか消化しきれなかった面もあったかも知れません。ただ、重要な問題提起もあり、改めて考える機会となりました（ただ三淵さんの時代に全てが問題となっていたのかは疑問です）。

ところで、物語の終盤で主人公の義息の裁判官が左遷され、同僚の若い裁判官も同じような目に合っているとのシーンがあり、結局義息は裁判官を辞めることになっていたのですが（実際には三淵さんの子供さんは裁判官になっていないし、義息さんではなかったようですが）、これは、私が司法試験を受験し合格した前後に起きた「宮本判事補の再任拒否事件」やそれに抗議して研修所の修習終了式を騒がしたとして懲戒となった「坂口修習生懲戒事件」などで、その後しばらく続いた司法界における所謂青年法律家協会（青法協）に対するブルーページ（赤狩りのレッドページになぞらえて呼ばれていたようです）と呼ばれる一連の流れでだったと思います。

これは、物語の中で主人公と重要な場面で係わっていた松山ケンイチ演ずるところの桂場裁判官のモデルと云われている石田和外最高裁判所長官が中心的に指導して行ったものでした（同長官は佐藤内閣の指名を受けた所謂タカ派と呼ばれる裁判官で、長官になったときに裁判官に対する訓辞で「裁判官は激流に棹さず巖の如くあれ」と述べたと新聞に出ていたのを受験生仲間と話題にしたことがありました）。

こうした強権的な影は、ある意味些細なことではありましたが、私達が修習終了時に行う

修了式についても全員で集まり講堂で行うと騒ぎになるのではと心配してクラス単位での終了証書を伝達すると云うことにも現われたのですが、私達のクラスでは、特に弁護士となる者達の有志でなんとか全体での終了式を出来ないかと修習生の署名を集め所長宛に願文を提出したことがありました。しかし結局実現せず、クラス単位で教室での味気ない終了証書の伝達となってしまったのを憶えています。

こうした状況はその後もしばらく続き、その影響は今でも続いていると云う人もいるくらいで、我々のような弁護士になる者はとも角として、任官する者にとっては大きな影を落したと云えるでしょう。

物語では桂場長官が政治からの介入をさせないために自らの意思で司法の左翼化を防いだかの下りになっており、確かに前述した帝人事件の無罪判決を陪席裁判官として実質的には起案したと云われている石田長官としては一貫して司法の独立を維持しようとしていたとの脈絡になっていますが、司法の独立を維持したことは正しいとしても、裁判官の上ばかり（特に最高裁判所事務総局）を気にして自由度がなくなってしまったとすれば本末転倒だったのではと思います。

話が少しそれてしまったかも知れませんが、このドラマが広く多くの人々に、特に憲法14条の再認識を提起しているように思え、もう一度条文をきちんと読み直して見たいと思います。

秋の夜長にはよい命題です。

～ 追 想 ～

今回のドラマのように実在する人をモデルにすると、関係者がまだ生きておられたりその縁者が多く居る場合には、どこまで真実でどこからがフィクションかが本当に難しいと感じました。モデルとなった人々のプライバシーの問題もあるでしょうし、事実と異なっているのが正しく伝えてほしいと思うこともあるでしょう。影響が残っていることについてはなお更です。「光る君へ」くらい昔しの話しであれば空想を重ねるのも楽なのかもしれませんが…。



弁護士 高橋 一弥

美しく生きる

今夏のパリ・オリンピック。

男子柔道81kg級で2連覇した永瀬貴規選手の闘いぶりは見事でした。粘りのある足腰から繰り出される技の切れは、これぞ柔道、と実に爽快なものでした。が、一番印象に残ったのは決勝戦に勝った後の所作でした。イッポンの宣告があり、呆然としてしばらく動かなかった相手選手が畳から起き上がってくるまでの間、正位置に戻り、乱れた道着を直し、額の汗を拭う永瀬選手の表情にはいささかの変化もありませんでした。一本勝ちの正式宣告があると、中央に寄って健闘を讃え合い、それから会場の四方に向かい腰を折って会釈し、それでも畳から降りるまでは表情を崩しませんでした。面長の顔、細く鋭い目つき、筋の通った鼻、大きめの口、そして大きな体。まさに古武士はかくあらんという風貌です。

2度目の金メダルですから、勝利に安心していただけではありません。立ち振る舞いが平らであったのは武道の心、礼節を体現したからでしょう。闘いに負けた相手に対する敬意です。この永瀬選手の姿は今次オリンピックで最も胸が熱くなった場面でした。

明治半ば、新渡戸稲造は、日本文化を西欧に紹介した「武士道」において、喜怒哀楽の感情の抑えることは日本人の特性であり、それは礼、相手に対する敬意に出ずると説きました。この文化論を書いた新渡戸自身、武士道は滅びつつあると考えていたようですが、義・勇・仁・礼・誠などを重んずる精神は武家社会を越え、現代まで日本人の骨格、日本人の美徳として、柔道や剣道の世界に脈々と受け継がれているように思います。

勝者が喜びを爆発させて拳を突き上げたり、敗者がいつまでも畳に寝転がったりしていると、その後に健闘をたたえ合う仕草も白々しく映り、試合後のたたずまいが見苦しくなってしまいます。だからこそ、畳の上では最後の最後まで所作に乱れがあってはならない、そういう様式の美を柔道は美徳とし、心としたのだと思います。武道は単なるスポーツではない所以です。勿論、気持ちの高ぶりをさらけ出す瞬間にも美しさはありますし、武道以外のスポーツならば同調できるのですが、こと武道に関しては、感情の起伏を内に閉じ込めることに美しさを見いだすのが日本人であり、しかも、こちらのほうが何倍も上等なように思います。

剣道には「残心」というのがあるようです。攻撃が成った直後も、反撃に備えたり次

の攻撃に向けて気を緩めない構えをいうようですが、この残心がないと一本と判定されないのです。ここにも相手を打ち負かすだけではない武道の美学があります。

草木と心を通わせ、瞬時を切り取り、そしてそれを永遠のものとする華道や歌道の美意識にも武道の心と通じ合うものがあるように思います。古来、日本人は形あるものを通して目には見えないものに美を感じ、これを楽しむ心を大切にしてきたのです。そして美しさの芯は儚さにあるように教わってきたようにも思います。刹那であるが故に美しさは際立ち、儚いがゆえに大切に守らなければならないという気持ちです。ネット社会では、奇をてらう中身のない派手なばかりのパフォーマンスが横行し、付和雷同が社会や政治を妙な方向に曲げてばかりいます。そういう五月蠅い世界とは異質の静謐な世界、武道の礼儀を目の当たりにして清々しく、そしてどこか懐かしい思いをしたわけは、このあたりにあるように思います。

そこで思い起こされたのは、私と同じ歳の、中規模の経営コンサルティング会社の経営者のことです。彼は、その著書でもそうでしたが、「美しく生きる」ということを口癖にしていました。そして、60歳で会社を部下に譲り渡し、下戸なのに北海道でワイナリーを始めました。故郷の人が喜ぶことをしたいという思いから、地元の農家に土地の提供とブドウ木の作付けを頼んで回りながら、資金集めもし、見事に夢を実現したのです。定見を持ち、己の欲するままに美しさを求めて生きる、そんな生き方を選べたならば、これ以上幸せなことはないでしょう。

永瀬選手の挙措に日本人としての誇らしさとともに湧き上がったのは、自分もあなりたいものだと思える気持ちでした。人生はあまり残っていませんが、束の間でもいいからあのように美しく生きる場面が自分の人生にあればいいなと思ったのです。



裁判による解決に必要な時間について

1 始めに

皆さんは、裁判をした時に解決までの位の時間がかかると思いますか。正確なところは分からなくても、とにかく時間がかかるというイメージはあると思います。



法律相談を受けると、「裁判をしたらどれくらいの時間がかかりますか」とよく聞かれます。確かに、当事者の方からすれば、どれくらいの時間をかけたら解決するのか、予めの見通しが欲しいところでしょう。

紛争の種類や、争点の中身によって変わってくるのですが、裁判による解決に必要な時間について、以下、平均的な審理期間や長期化の理由をお話したいと思います。

なお、これからお話しするのは、地方裁判所における民事事件について、その第一審の平均審理期間です。実際の裁判手続では、第一審で判決がなされても、これを不服として、さらに控訴等をして争うことができますが、そのような控訴等の期間を考慮していません。また、刑事事件も対象としていません。その点はご注意下さい。

2 統計から見る平均審理期間

(1) 令和4年の司法統計(裁判所が取り扱う事件の統計で、裁判所のホームページで公表されています^{*1})によると、平均審理期間は、10.5月とされています。

実際、比較的争点が明確な案件(軽傷の交通事故など)であれば、大体半年から1年程度で終わることが多く、その他の通常の事案であれば概ね1~2年くらいかかり、希に更に長期化する事案があるという

印象です。そうすると、平均で1年かからず解決するというのは、まあそれほど実務の肌感覚と離れていないかなと思います。

(2) もともと、日本の裁判については時間がかかりすぎるという批判がありました。昭和53年時点で、平均審理期間は約14ヶ月とされていました。その後、少しずつ平均審理期間が短縮され、平成15年には「裁判の迅速化に関する法律」が施行されてさらに短縮化が進み、平成20年から平成21年にかけて平均審理期間が6.5月となりました。

ところが、平成22年から再び平均審理期間の長期化が始まり、現在は、前記のとおり、10.5月となっています。

裁判所としては、かかる期間を短縮するために、争点整理を工夫したり、予め将来の審理スケジュールを定めるなどして、様々な方策を試しているところです。

3 長期化する事案について

裁判が長期化しやすい事案というものがありますので、簡単にご紹介したいと思います。

(1) 資料の取付が必要となる事案

例えば、交通事故で怪我の程度が問題となった場合には、まず医療記録を取り付けて、その内容を確認する必要があります。



医療機関から医療記録の写しを取り付けるためには、医療機関毎に、被害者の同意が必要となります。一般的には、被害者に同意書を記載してもらうこととなりますが、昨今の個人情報保護の流れを踏まえ、色々と手続が必要となる場合があります。

*1 https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/search

官公庁から記録を取り付ける必要がある場合（例えば建築確認の資料を検査機関から取り付ける場合や、民事裁判のために刑事記録を検察庁から取り付ける場合など）も、それぞれ必要な手続があるため、時間がかかる場合があります。

（２）専門家の判断が必要となる事案

資料の取付で準備が終了すればよいのですが、場合によっては、専門家の判断が必要となる場合があります。

例えば、治療内容が問題となる場合には、医師に相談する必要があります。その他、建築問題であれば建築士への相談が必要となり、土地の価格であれば不動産鑑定士に相談することが考えられますが、これらの相談には時間を要します。

これらの専門家の見解を意見書にまとめて提出した場合には、相手方も別の専門家に依頼して反論の意見書を提出する場合があります。これにも相応の時間がかかります。

もし、双方が意見書を提出し、裁判所が結論を出せない場合には、最終的に鑑定（学識経験者に裁判所が意見を求めること）を行う必要がありますが、これにもかなりの時間がかかります。

（３）争点や事実関係が複雑になりやすい事案

例えば、建築紛争では、建物について大小合わせて数十箇所多数の不具合が問題となる場合があります、これを一覧表にまとめて、それぞれ何が問題で、本来はどのように施工すべきだったのか、内容を詰めていく必要があります。屋根だけを例にとっても、「設計に問題がある」、「施工に問題がある（手抜き工事である）」、「金額に問題がある（見積もりが過大である）」など、色々な問題があり、部位毎（壁、内装、もしくは基礎など）に同じ問題が生じることから、その争点は膨大な数になってきます。

また、労働紛争では、解雇を争う場合に、使用者が多数の解雇事由を指摘し、労働者がこれに逐一反論することが考えられます。ところが、一つ一つの解雇事由について、基礎となる事実関係があり、これを裏付ける証拠が必要となることから、争点が多数・複雑になる場合があります。例えば、遅刻が多い、同僚と諍いばかり起こす、仕事に手を抜く、職場のルールを守らないという理由で解雇する場合、それぞれの事情について、いつ、どこで、どのようなことがあったのか、

それぞれ整理したうえで主張していく必要があります。さらに、残業問題も絡んだりすると、解雇の問題と別個に、毎日の労働時間を確認し、残業が生じていないか、仮に生じていたらきちんと支払われているかどうかをそれぞれ検討する必要がありますので、尚更時間がかかります。

その他、長年にわたる経緯が問題となる離婚事案や相続事案も長期化しやすい事案です。

（４）当事者の感情的対立が大きい事案

一般に、双方の感情的な対立が大きく、話し合いの余地がない事案は、解決に時間を要することが多いです。



例えば、離婚事件において子供の親権が問題となった場合に、父母のどちらも親権を手放したくないと考えたと、譲歩の余地がない（双方とも親権は譲れない）ため、和解による早期解決は難しくなります。

また、相続事案において、子供らが親の遺産の相続人になった場合に、当事者間において長年の確執があり、絶対に相手に有利なことはしたくないと言われてしまうと、時間をかけて裁判所の判断を得るほかないという結論になってしまいます。

４ まとめ

以上のとおり、裁判については、平均すれば大体１年かからずに終わるとされていますが、事案の内容によっては１～２年、特段の事情があればさらに長期化することもあります。

裁判が長期化すると、当事者への負担が大きく、最終的に解決するとしても満足できる結果とはならないかもしれません。

弁護士としては、依頼者の利益を総合的に検討し、和解（裁判所を通じた話し合いによる解決）を勧める場合がありますので、そのような提案がありましたら、早期・円満な解決のメリットも踏まえ、是非前向きにご検討下さい。

弁護士業務改革シンポジウム

第1 はじめに

令和6年9月7日に、仙台市において、第23回弁護士業務改革シンポジウムが開催されました。このシンポジウムは2年に1回開催され、その間に入念な準備がなされますので、毎回、非常に興味深い報告がなされています。

今回のシンポジウムでは10の分科会が開催されましたが、私は、第8分科会と第9科会に出席してきました。本稿では、そのうち、第9分科会「民事信託を普段使いに－民事信託の実践と注意点－」に関して、報告したいと思います。

第2 分科会の内容等

第9分科会では、①「民事信託の見極めの基本的な考え方」、②「信託契約書の到達点」、③「[受託者の手引き] 活用のススメ」、④「信託監督人に就任したら」、⑤「信託終了場面の課題」、⑥「事例で考えるヒヤリハット」、⑦「ルート作り（金融機関との連携（協定）」とのテーマに分けて発表が行われました。以下、簡単に内容を記載したいと思います。

① 「民事信託の見極めと基本的な考え方」

民事信託と任意後見・法定後見の使い分けという観点から、それぞれの制度のメリットやデメリット等が解説され、それらを踏まえ、民事信託が真に必要な事案であるかを見極めることの重要性が説かれていました。一般的に、民事信託が適する事案としては、1) 借入が予定される場合、2) 積極的な資産運用を希望する場合、3) 跡継ぎ遺贈を考えている場合、4) 管理を任せたい意向が強い財産がある場合の4つが考えられるとのことでした。

② 「信託契約書の到達点」

日弁連信託センターの作成した基本型の信託契約書のひな形が提示され、当該契約書の各条項の趣旨や背景について説明がなされていました。日弁連信託センターのこれまでの研究結果が集約されたもので、民事信託契約書の現時点における一つの到達点と言えます。まずは、このひな形を十分に理解し、それを基礎に検討することが良いと思われるとの話がありました。

③ 「[受託者の手引き] 活用のススメ」

弁護士が信託契約書の作成に携わる際、依頼者となるのは、信託契約で委託者となる立場の者です。しかし、信託が安定的に機能していくためには、信託財産の管理等に携わる受託者の役割が重要となります。そこで、信託契約書作成に携わる弁護士としては、「受託者の手引き」（本分科会の配付資料）を活用し、受託者がその役割を果たせるように適切に教示すること等の重要性が語られました。

④ 「信託監督人に就任したら」

信託の運営上の重要なポイントとして、信託監督人の必要性とその果たすべき役割について述べられました。日弁連が作成した民事信託ガイドラインでは、弁護士が契約書を作成する際、契約書を作成した弁護士が信託監督人に就任し、受託者と共に信託の運用に携わることが望ましいとされています。本テーマでは、信託監督人の役割として一般的に期待されていることが解説された上で、弁護士等が信託監督人に就任する場合は、信託監督人は受託者を監督する立場であるものの、単に監督だけではなく、法律に通じてない受託者を法的な側面等から援助していくことが望ましく、監督者と援助者の両方の役割は矛盾するものではないことが述べられていました（なお、これまでも、弁護士が

後見監督人に就任した場合には、後見人を援助することが行われてきていました。)

⑤ 信託終了場面の課題

信託は長期間にわたって継続するものですので、その終了時のことまでを想定しておく必要がありますが、将来を想定して信託契約書を作成することには困難を伴うところです。しかし、それでも、信託契約書の作成依頼を受けた弁護士としては、終了時に想定される法的問題、税務問題等を検討し、その対応を検討した上で、契約書作成を行う必要があること、特に、信託終了の際の規律について、信託法に定められているデフォルト・ルールと異なる定めを置く場合等には、その関係性を明確にしておくことが必要であることが述べられていました。

⑥ 「事例で考えるヒヤリハット」

実際のヒヤリハット事例の分析を通じて、トラブルとなる可能性がある場合やトラブル防止の方策について講義が行われました。具体的には、信託契約締結時の委託者の意思能力に問題のある場合、信託に関する手数料が過大である場合、受託者の裁量との関係で問題が生じる場合（一例として、受託者が受益者に対して

収益不動産からの賃料を適切に給付していなかった事例等）、遺留分を侵害するような信託が設定される場合等が挙げられていました。また、信託財産や税務に関する知識の不足から問題が生じる場合があることも述べられていました。その他、信託は長期間に及ぶものであるため、家族間の関係が円滑か、家族間に信頼関係があるかといった点も重要であり、そのような点も契約書を作成する弁護士において留意すべきとのことでした。

⑦ ルート作り（金融機関との連携（協定））

実際に信託の事件を弁護士が受任するための方策として、金融機関との連携が有用であることが紹介され、弁護士と金融機関との連携の実情等が紹介されました。

第3 終わりに

日弁連信託センターの伊庭潔委員長の挨拶によれば、公正証書になった民事信託の件数は、ここ5年で約2倍に増加しているとのことです。

高齢化社会の進展に伴い、民事信託は益々重要になると思われます。弊所は、民事信託契約の作成に関与することが多いのですが、研鑽を続けることの重要性を痛感した次第です。



【作並温泉（仙台市）・平賀こけし店にて】

ペットの法律問題 ～ペットの怪我に対する慰謝料～

1 はじめに

今回は、ペットが事故などで第三者に怪我をさせられた場合の治療費の賠償に関する問題を取り扱いました。

今回は、慰謝料の問題についてお話ししたいと思います。

2 慰謝料とは何か

(1) 慰謝料とは

慰謝料という言葉は皆さんも聞いたことがあると思います。慰謝料とは、ある行為によって受けた精神的苦痛に対する損害賠償のことを言います。

典型的には、事故などで怪我をした場合です。怪我をしたときは、治療をして治れば良いというものではありません。怪我をした人には、怪我による痛みやそれによる日常生活への様々な影響、本来は必要ではなかった治療を受けるための手間暇などによって、精神的苦痛が生じます。このような精神的苦痛についても、賠償が必要だと考えられているわけです。

(2) 財産損害の慰謝料

しかし、事故などによって傷ついたのが人ではなく物である場合、原則として、慰謝料の請求は認められません。これは、物の損害は、修理費用が賠償されれば、損害がすべて填補されるものと考えられているからです。

たとえば交通事故に遭って、今は亡き両親の形見である一点ものの時計がぐしゃぐしゃに壊れてしまった、という場合であっても、損害として認められるのは時計の修理費用のみであるのが原則です。

思い入れのある物が壊されれば（人によってはたとえさほど思い入れのある物ではなくて

も）、誰しも嫌な思いはするでしょう。しかし、そういった「嫌な思い」というものは、主観的なもの、つまりその人の感じ方に留まり、法的な損害、すなわち相手方に対して金銭賠償を要求できるような精神的苦痛とはいえない（あるいは精神的苦痛であるとしても、修理費用の支払等によって慰謝される）と考えられているのです。

3 ペットの慰謝料

(1) さて、それでは、事故などでペットが怪我をした場合に、相手に慰謝料を請求することができるのでしょうか。

前回お話ししたとおり、ペットは法律上は「物」です。ペットが物である以上、先ほどお話しした原則に従えば、慰謝料は認められない、ということになりそうです。

しかし世の中には、ペットと家族同然のように考える方が大勢います（私もそのひとりです。）。家族同然のペットが怪我をしてしまったことによる心の痛みが、全く法的な損害といえないのというのは、あまりにも情に欠ける結論ではないでしょうか。

(2) この点について、裁判所がどう考えているのかを見てみましょう。

この問題についてよく引用される名古屋高等裁判所平成20年9月30日判決は、飼い犬が事故によって第2腰椎圧迫骨折に伴う後肢麻痺の傷害を負った事案です。

同判決は、まず、一般論として、「近時、犬などの愛玩動物は、飼い主との間の交流を通じて、家族の一員であるかのように、飼い主にとってかけがえのない存在になっていることが少なくない…。…そのような動物が不法

行為により重い傷害を負ったことにより、死亡した場合に近い精神的苦痛を飼い主が受けたときには、飼い主のかかる精神的苦痛は…合理的な一般人の被る精神的な損害であるといえることができ財産的損害に対する損害賠償のほかに、慰謝料を請求することができるとするのが相当である」としました。

そして、当該事案について、被害者夫婦に子供がおらず、飼い犬を我が子のように愛情を注いで飼育しており、家族の一員かのようにかけがえのない存在であったものであり、それが事故により自力で排便排尿もできない状況となったことからすれば、夫婦にそれぞれ20万円ずつの慰謝料を認めるのが相当であるとしました。

- (3) この裁判例を参考とすれば、飼い主にとって重要な存在であるペットが死亡し又は重い傷害を負った場合には、慰謝料を請求できる余地がある、ということになるでしょう。但し、そのハードルは、決して低くはないように思えます。たとえば先ほどの名古屋高裁判決も、被害者夫婦に子供がおらず、飼い犬を我が子のようにかわいがって来たとう事実を挙げています。これと異なり、単にペットとしてかわいがっていたというだけでは、慰謝料請求が認められない可能性もあります。

また慰謝料が認められる場合であっても、

その金額は低額に抑えられています。他にもペットが死傷した場合の慰謝料についての裁判例はいくつかありますが、いずれも認定額は10万円程度です。これを不当に少ないと見るかどうかは、意見が別れるところではないかと思いますが（ちなみに上記名古屋高裁判決の原審では、夫婦に対して合計80万円の慰謝料を認めていました。）。)

4 まとめ

2回にわたり、損害賠償請求という観点から、ペットの法律問題を見てきましたが、いかがでしょうか。

ペットは飼い主にとってはかけがえのない存在です。しかし、不幸な事故が起きてしまったときの具体的な救済については、飼い主の方と司法の考えには大きなギャップがあるのが現状のようです。

しかしそれでも、愛するペットを傷つけられた悲しみが、法的な賠償に値するものであることを裁判所に認めさせることは、飼い主にとっては重要な意味を持つでしょう。

皆様の最愛のペットに万が一のことがあったときは、当記事のことを思い出していただき、法律の専門家にご相談されることをおすすめいたします。

以上



当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

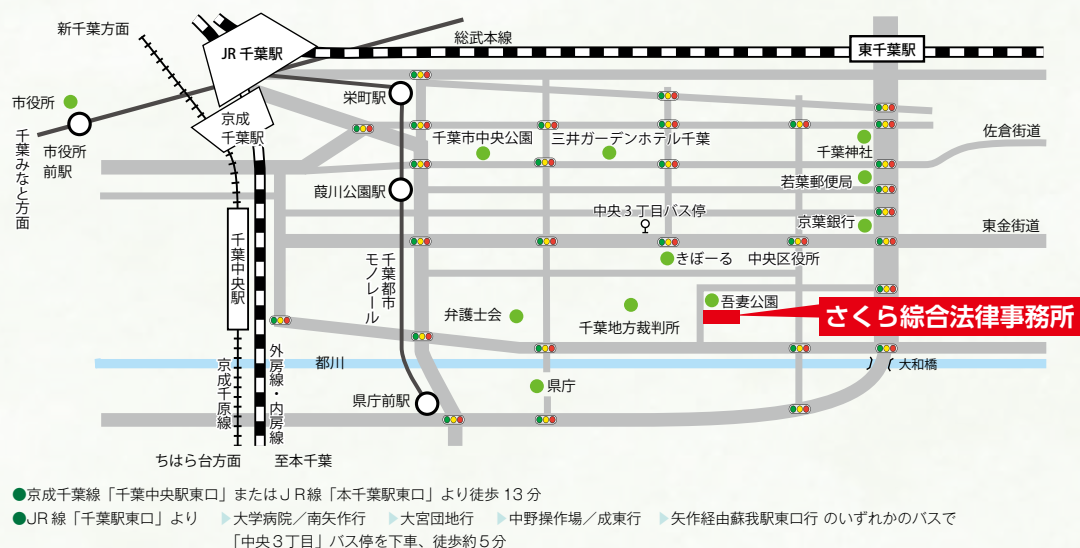
住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずはお相談ください。



弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>
<https://sakurasogo-s.com> (相続・信託サイト)